

令和3年第5回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年6月21日（月）
2. 場 所 市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- (1) 議案第1号 専決処分（白井市税条例等の一部を改正する条例）の承認を
求めることについて
 - (2) 議案第2号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の
承認を求めることについて
 - (3) 議案第3号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて
 - (4) 議案第5号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち総務企
画常任委員会が所掌する科目について
 - (5) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 伊 藤 仁 委 員 長・影 山 廣 輔 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・石 井 恵 子 委 員
田 中 和 八 委 員・平 田 新 子 委 員
広 沢 修 司 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 市執行部
- | | |
|--------------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 中 村 幸 生 |
| 企画財政部長 | 津々木 哲 也 |
| 総 務 課 長 | 高 山 博 亘 |
| 公共施設マネジメント課長 | 鈴 木 隆 宗 |
| 企画政策課長 | 池 内 一 成 |
| 財 政 課 長 | 板 橋 章 |
| 課 税 課 長 | 山 口 光 敏 |
| 産業振興課長 | 金 井 勉 |
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石 井 治 夫
主 査 今 井 好 美

主 事 小 原 陽 子

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ち、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 皆さん、おはようございます。新しい総務企画常任委員会のメンバーになりました初めての委員会でございます。不慣れな委員長ですが、委員の皆様の御協力を得て、スムーズな運営と慎重なる審議をお願いいたします。

以上で挨拶とさせていただきます。

○石井治夫議会事務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の総務企画常任委員会では、議案の第1号、第2号、第3号及び議案第5号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の4議案について、審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○伊藤 仁委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願い申し上げます。また、室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいても構いません。また、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可いたします。なお、休憩中に議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

(1) 議案第1号 専決処分(白井市税条例等の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

○伊藤 仁委員長 日程第1、議案第1号 専決処分(白井市税条例等の一部を改正する条例)の承

認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 それでは、委員会ですので、細かい点について質疑をしたいと思います。

本来、この議案第1号は、専決処分の承認ではありますが、直接市民に影響することなので質疑をいたします。

今回の改正の主な内容は3点。住民税、固定資産税、軽自動車税に関するものです。そこで、まず固定資産税について伺います。新旧対照表で言いますと、3ページの第12条になります。ここは宅地等に対して課せる令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例の内容についてなんです。固定資産税の特例の内容について、この概要を伺います。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 固定資産税の今回の特例措置についてお答えします。

まず、今回の改正概要から簡単にお話ししますと、宅地等及び農地の全ての土地の関係になります。令和3年度評価替え等への対応として、平成30年度から令和2年度までの現行の負担調整措置を、令和3年度から令和5年度まで継続した上で、令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症により社会経済の活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮し、前年度の税額に据え置く措置を講ずるものです。

まず、負担調整措置とは、土地に係る固定資産税、都市計画税については、評価額が急激に上昇した場合でも、上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく緩和措置となるものです。この内容につきましては、まず住宅用地では、個々の土地の前年度の課税標準額が、今年度の評価額に対しどの程度まで達しているかを示す負担水準が100%以上の場合は、税相当額が据置きの場合と下がる場合とがありますが、負担水準100%未満では、税相当額は据え置かれるものとなります。

また、商業用の宅地では、負担水準が70%以上の場合は、税相当額が下がり、負担水準60%以上70%以下の場合は、税相当額は据置き、負担水準60%未満の場合は、税相当額が据置きとなるものです。なお、農地に係る負担調整措置としましては、農地に係る調整税額を計算し、負担調整措置を行わず計算した金額を下回る場合には、調整税額が当該年度となるものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 今回のこの特例の措置の概要が分かりました。今、固定資産税について、農地についてもお答えいただきましたが、それでは、軽自動車税について伺います。新旧対照表で言うと、6ページになりますかね。15条の2についてからなんです。臨時的軽減の内容、これについて伺いま

す。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 軽自動車税の今回の軽減措置についてお答えします。

軽減措置については、グリーン化特例というものがあまして、法律改正前は、営業用自動車分であれば、2020年度基準プラス30%達成で50%軽減、及び2020年度基準10%達成で25%軽減されるものでしたが、今回の改正では基準が改められまして、2030年基準90%達成したもので、50%軽減。2030年度基準70%を達成した車両については、25%軽減されるもので、今回は営業用乗用車に限定したもので軽減措置がなされるものとなります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。

それでは、最後に住宅借入金のこと、最後の26条ですかね、ここで住宅借入金等特別税控除、このことについて内容を伺います。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 個人住民税関係の住宅借入金等特別控除税額の内容についてお答えします。

今回、新型コロナウイルス感染症等による経済対策として、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、所得税における控除期間が、通常は10年間ではありますが、現在、特例措置により、令和2年度末まで13年間とする特例措置の適用期限とされておりますが、これを令和4年度末まで2年間延長し、また対象者の拡充につきまして、合計所得が1,000万円以下のものについては、現行床面積50平方メートル以上であったものが、40平方メートル以上の住宅に拡充するものとなります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今までの解説を踏まえまして、市の歳入とといいますか、実入りと言いますか、そちらのほうにこの先どの程度影響を与えるのかだけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 試算が様々なものがあって、見込めるものと見込めないものがあるんですけども、まず、住宅借入金等特別控除については、既に予算において見込んでいるので、さほど影響はないのですが、ただ、将来的には、新たに住宅を購入した分が増えてくるので、控除する年数がずれてくるため、その後には影響は出てくるかと思えます。

固定資産税関係については、負担調整措置によるものなのか、今回、新型コロナウイルスの関係で

税額が据え置かれているものなのかというのが非常に難しく、判断できず、かつシステム区分もできないので、その額や件数については見込めないんですけども、ただ、税額的には抑えられている部分では、今後、減収がされてくるものと思われまます。

最後に軽自動車税ですけども、今回、環境性能割とグリーン化特例、2つの項目で改正があるんですけども、グリーン化特例については、軽減される軽課というものと、重課とって環境負荷の高いものは重く課税されるものがあるって、それと相殺するとさほど変わらないものになってくるのではないかと考えられます。環境性能割については、減収分は国費で補填されるんですけども、その分は多少減収とはなってくると思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第2号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○伊藤 仁委員長 日程第2、議案第2号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容につきましては、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第3号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第3、議案第3号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 質問いたします。まず、この押印廃止というものの方針として、デジタル化していくということを説明のとき伺っております。たくさんの種類の書類がある中で、どういう洗い出しをしたかという経過を御説明いただきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博互総務課長 お答えいたします。押印廃止に至る経緯について御説明いたします。

令和2年の11月から、市民や事業者に押印を求めている手続、様式、それらの押印可否の庁内調査を実施いたしました。その間、令和2年の12月に、内閣府から地方公共団体における押印廃止マニュアルが公表されまして、これを参考にしながら、令和3年の2月、押印廃止の方針及び判断基準を策定しております。この方針、判断基準を基に各課のほうに調査をかけまして、押印が廃止できるものの洗い出しをしまして、令和3年3月に総務課で一括改正できる規則、あるいは訓令、告示等においては、一括して改正の手続を既に終えてございます。ただ、まだ国や県が作成している様式について対応が保留されているものがありますので、そちらについては、決定次第、随時改正をしていく予定でございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 総務課のほうでは、一括改正ということで、実際市民の皆様にも、押印が必要ないですよということで動き始めていると思うんですけども、何らかの支障とか、あるいは周知の際に何

かもっと工夫すればというようなことはあったでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。廃止を終えてからまだそれほど月日がたっていないので、具体的なお話はいただいておりますけれども、各窓口でそういったお話がございましたら、総務課に連絡をもらうようにしております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 確認ですけれども、トラブルなくスムーズに進行しているという判断でよろしいですか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 そのとおりでございます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中和八委員 1点だけお伺いします。今般の押印廃止によって得られる効果を市はどのように考えているでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今般、押印の廃止をいたしました。市民等の負担軽減、それから、行政手続のデジタル化を推進しやすい環境の整備を図るために実施をしたものでございます。既に先ほどお話しした規則や要綱により定められました様式については、押印廃止の手続はほとんど完了しておりますが、議案第3号で押印の手続規定がございます4本の条例を今般改正するものでございます。押印廃止による最終的な効果につきましては、市民等の負担軽減はもとより、現在国が推進しておりますデジタル社会の形成についても大きく寄与するものと考えてございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

岩田委員。

○岩田典之委員 押印廃止はいいと思うんですけれども、まず、第1条でございます。これは職員のサービスの宣誓に関する条例、この宣誓をしないと、職員としての活動ができないわけですが、これ、本人が署名したかどうかというのは、何か確認しているのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。サービスの宣誓条例の宣誓の方法ということかと思いますが、新規採用職員、あるいは白井に赴任される教員も含めまして、上級の職員の前で宣誓をするということになっております。今年度採用につきましては、市長の面前で宣誓をしておりますので、その場で

確認を取っております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 面前で署名すると。それは分かりました。

じゃ、今度は第2条のところですけども、火入れに関する条例のところですよ。これも押印廃止ということですけども、年間何件くらい申請というか、何件くらいあるんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 申請の件数ということでお答えさせていただきます。私の記憶する範囲では、申請の実績はございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 課長の知っている範囲というのは、何年ぐらいのことを言っているんですか。

○伊藤 仁委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 ちょっと待ってください。すみません、確認できる範囲が定かでないの、後ほどお答えさせていただきます。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 男女の区別をなくして、新たに押印も廃止したということはいいことだと思うんですけども、火入れと野焼きの違いというのはどのように判断するんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 火入れからまず説明させていただきますと、森林またはその周囲1キロメートル範囲内で、立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、許可の対象が森林法で定められております。造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑、牧草地の改良、許可の対象はこれらに限られているところです。

野焼きにつきましては、原則禁止されている行為ですが、例外として、農業、林業などのやむを得ないものとして行われる焼却、市の場合は梨の剪定枝の焼却とか、あと、たき火とかその他、日常生活を営む上で通常行われる小規模のもの、こちらは例外として認められておるところです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございませんか。

石井委員。

○石井恵子委員 今の2条のところ、もっと細かい話になってしまうんですが、押印は分かりました。男女も分かりました。ここで、宛名の形式を変えるというのがあるんですね。この宛名の形式を変えるというのは、何でここで出てきたんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今般、宛先白井市長という表現を、「白井市長様」から「宛先白井市長」への改正をこの改正と併せて行っております。通常、様式につきましては、「白井市長様」というような「様」の敬称をつけて印刷をしているケースが多いわけですが、十数年ほど前に市民からいただきました御提案で、自分が印刷する様式に自ら敬称をつけることはいかなるものかという御指摘がございまして、様式の市長への敬称をやめまして、宛先白井市長という表現に見直しを既に行っております。当時は、敬称のある様式について改正が必要となった場合に、その都度、敬称の改正を併せて行うということにしておりましたので、今回、火入れに関する条例の押印見直しに伴う改正があったことから、併せて改正をするものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 そのことは分かりました。じゃあ、全体のことで、たしか議員ボックスに資料として配布されていたかと思うんですが、確認の意味で、今回、この押印廃止の判断基準について簡単に説明してください。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。6月7日、行政運営報告で既にお示ししました本方針につきましては、行政手続の市民等の負担軽減及び行政手続のデジタル化を推進しやすい環境の整備を図るため、押印を廃止し、行政のオンライン化の促進を図るものでございます。認印によります押印は、個人認証としての効力が乏しいことから、基本的には廃止の手続としております。

それから、廃止する具体的なものには、補助金申請書、実績報告書、請求書などがございます。あとは、施設の利用許可申請書、公共施設利用登録申請書など、施設利用に係る申請書などがございます。

併せまして、判断基準を3つ定めております。判断基準1といたしましては、押印が必要なものについてはそのまま残しますが、具体的な例示としますと、法令にそもそも押印の義務があるもの、それから実印と印鑑登録証明書との照合が必要な書類、こちらについては残すという判断基準を定めております。

それから、判断基準2といたしましては、署名が必要なもの。署名は、自己の氏名を手書きすることになりますので、こちらは押印とは別で、そのまま署名として残すこととなります。

最後の判断基準3につきましては、記名のみとするものでございますが、こちらは基本的には記名は手書きではございませんで、台紙は既に印刷して行うものになりますので、この記名のみ場合は、認め印とかそういった押印の必要がなくなりますので、全ての押印が廃止できている状況でございます。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。

それでは、以前に頂いた、これは4月に頂いたものなんですかね、その資料によりますと、押印義務廃止の進捗状況について、4月の時点では89%というふうにありました。そうしますと今回、この議案第3号が可決されましたら、今後、押印廃止はどれぐらい見込まれますか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。これも4月30日現在の数値をお示ししているかと思えます。その当時は89%ということでした、その後、今回4つの条例改正によりまして、上昇率は数パーセントになりますけれども、実際まだ、先ほどもお話ししました国や県が様式を定めて市が使用している様式もございます。そちらについては、まだ国のほうでの法改正が終わったばかりで、これから、それに基づく様式の見直しが行われるかと思えますので、そちらが廃止の手続きが取れるものがあれば、もう少しこの廃止の達成率というのは上がってくるものかと思えますが、今現状では、申し訳ございませんが、930件ぐらいを見込んでおりますけれども、このうちどれだけ国あるいは県の様式の廃止の手続きが進むかによって、この達成率はちょっと変わると思えますので、その辺が分かりましたら、随時お知らせできればと思います。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございませんか。

金井産業振興課長。

○金井 勉産業振興課長 先ほどの岩田委員からの質問なんですけれども、私の関係で申し訳ないですけれども、私が農政課に配属されたのが平成24年でして、多分、火入れの許可関係の文書保存期間は5年だと思われましてけれども、24年時点、配属された時点で関係文書がありませんでしたので、平成19年まで遡って、確実に申請の実績はないものと思われまして。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり可決されました。

休憩を取ります。開始は10時45分をお願いいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○伊藤 仁委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(4) 議案第5号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第4、議案第5号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第3号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式をお願いいたします。

それでは、9ページをお開きください。最初に2款1項1目、総務費、一般管理費について質疑をどうぞ。

平田委員。

○平田新子委員 議会費のところでお尋ねいたします。ここ、いいんですよね。9ページの1款議会費と書いて……。ここに書いてあるんですけど。

○伊藤 仁委員長 平田委員に申し上げます。これ、議会の内々の予算の関係上、質疑は行わないというふうになっているんですけども、よろしいでしょうか。

○平田新子委員 はい。じゃあ、個別に伺いに行きます。

○伊藤 仁委員長 よろしくをお願いいたします。

ほか、質疑はございますでしょうか。

石井委員。

○石井恵子委員 9ページ、一番……。ごめんなさい。委員長、確認します。一般管理費のみですか。

○伊藤 仁委員長 そうです。

○石井恵子委員 一般管理費のみですね。

○伊藤 仁委員長 数が少ないので、1つずつ進めていきたいと思いますので、今、一般管理費でお願いいたします。

○石井恵子委員 では、そこだけで。情報公開等事務に要する経費の中の報酬なんですけれども、当

初予算で1回分の当初予算、今回補正でプラス2回分。あと2回会議をやるんだという内容でございました。これはどうしてこういうことになったのかということは御説明できますか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。情報公開・個人情報保護審査会の報酬の補正をお願いしております。今御紹介いただきました2回分の補正を行います。この9月30日で、今いる審査会の委員の5名のメンバーの任期が切れますので、委嘱をし直す関係で、1回分を当初予算で計上しております。残りの2回分、今回の補正分ですけれども、1件につきましては、既に行政不服審査法に基づきます審査請求が出されておまして、それに対する審査案件が見込まれますので、それを1回分。それから、並行して情報公開に関する請求が何件か来ておまして、そのケースで審査会案件が出ることも少し想定いたしまして、もう1回分、計2回分の補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に、2款1項5目の財産管理費について質疑をどうぞ。

田中委員。

○田中和八委員 10ページの一番上のところですね、7) 新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等支援に要する経費の中の備品購入費について、これは以前市長から説明のあった備品を購入するものと思われませんが、購入した備品をどこの施設のどのような場所に設置するのか、具体的にお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えいたします。各備品の設置場所についてですが、まず空気清浄機につきましては、文化センター内の学習室、図書館内のパソコン室、おはなし室、文化会館のホワイエ、親子ルーム、市役所庁舎内の東庁舎にあります多目的スペース、会議室101、本庁舎1階の待合スペース、それと保健福祉センター内の健康増進ルーム、団体活動室、それと3階執務室前の待合スペースなどに設置を予定しております。それと、各出先センターへ1台ずつ設置を予定しております。

続きまして、音声支援システムにつきましては、高齢者の方や難聴傾向の方が利用することの多い窓口を想定しておまして、保険年金課、高齢者福祉課、収税課、課税課、社会福祉課、障害者福祉課、健康課、市民課、それと市民活動支援課などの窓口を予定しております。

それと、サーマルカメラと自動検温器につきましては、本庁舎、保健福祉センターの玄関、それと図書館入り口にまずサーマルカメラを設置し、東庁舎の玄関及び各センターへ1台ずつ自動検温器を設置する予定でございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 書き切れないので、後ほど書面で頂ければと思います。

確認をしたいんですけども、今の御答弁の中に、空気清浄機設置予定、ここに議場は今入っていないかなと思うんですが、どのようになっているのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。議場につきましては、以前に御検討いただきまして、その後御要望がございましたので、今回の購入の中には入っておりません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 音声支援システム、これについてお伺いします。あまり聞き慣れないんですけども、東庁舎の受付にあるものなのかなとはちょっと思っているのですが、どのようなものか改めてお伺いをいたします。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 音声支援システムが、どういったものかについてお答えいたします。

システムの構成としましては、マイクとスピーカー、それとスピーカー内に内蔵されているアンプによる構成となっております。窓口の職員側にマイクを設置しまして、それと来庁者側にスピーカーを設置することによりスムーズな会話を支援するものでございまして、このスピーカーにつきましては、卓上におけるぐらいの大変コンパクトなものなのですが、ただ単に音量を大きくするものではございませんで、マイクから入力された音を聞き取りやすい音に変換しまして、さらに音に指向性を持たせまして、音を拡散させずに、スピーカーの正面の当事者の方だけに鮮明に聞こえる仕組みとなっております。これによりまして、プライバシーに配慮の上、聞こえやすさを向上させる効果があるものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 最後に、もう一つお伺いいたします。購入には交付金を活用するというのを聞いているんですが、購入後に必要となる消耗品などには交付金が使えないと思います。初期の購入費用以外に、今後運営していく中で高額な費用が生じるということはあるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 来年度以降、高額な消耗品等の負担が生じるかどうかという観点で御回答させていただきます。

今回購入する物品の中で消耗品が必要となりますのは、空気清浄機が該当になります。今回購入する予定の空気清浄機につきましては、いろんなタイプがある中で、ウイルスを不活性化させる紫外線

ランプを2年に一度程度の頻度で交換する必要があるだけのランニングコストを抑えたものを選定しておりますので、今後、高額な費用負担が生じることはございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 同じところで伺います。まず、空気清浄機、結構な台数ですけども、トータルで何台かというのがはっきり分からなかったのと、性能が同じもの、同機種のものを入れるのか、違うタイプのものとかいろいろあるのか、その辺をお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。まず、機種につきましては、全て同じものを予定しております。台数につきましては、トータルで35台を予定しております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 じゃ、もう一つ。機種ということで、移動が可能なのか、設置して固定式なのか、どうなんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 移動が可能なものとなっておりますので、状況に応じて場所を移動させることができます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 そういたしますと、今まで名前が挙がらなかった会議室でも、ちょっと密が予想されるなどかいう場合には、移動してそっちに持っていくような利用も考えていただいているんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 もう一つ。議場のほうは、ここの排気の状態を以前調べたということですけども、今回設置されたところは、何らかの基準みたいなものを設けて、それで、この部屋には置こう、この部屋には置かないでおこうという何らかの判定基準はあったんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。設置場所の検討に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、市民の安全安心の確保のさらなる取組が必要と考えておりまして、設置場所につきましては、基本的には庁舎等、各施設におきましては換気機能を有し

ております。あと、適度な換気を今行っているところですが、まず、窓の開閉が困難な場所とか窓がない場所で、市民の利用が比較的多い場所というのを選定してございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございませんか。

石井委員。

○石井恵子委員 では、9ページ、財産管理費の中でお尋ねします。工事請負費の公共施設保全工事、これは地方債のところでも説明を受けまして、白井運動公園の給水ポンプの故障だというふうに伺っています。具体的に、保全工事の内容を伺います。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。こちらは運動公園の受水槽から各所へ水を供給するポンプになりますけれども、ポンプを交換する工事になります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 ポンプそのものを交換するというところでございました。では、この給水ポンプ、何年頃設置されたんでしょうか。要するに、耐久年数は超えているんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。設置年につきましては、運動公園が開園しました平成9年となりまして、設置から24年ほど経過している状況です。

耐用年数についてですが、税法上の減価償却による法定耐用年数としては、15年となっています。それと、国交省が監修している建築物のライフサイクルコストによりますと、20年というふうになっておりますので、いずれと比較しましても、耐用年数は超えているものになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。随分頑張ったポンプなんだなというふうに思いますけれども、これは故障が見つかったのは今年なんですか。過去、何年かずっと使っているときもあったと思うんですが、いかがですか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 故障が発生しましたのが、今年の3月になります。そのときに不具合が発生しまして、今、暫定的な処置によって稼働している状況になります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

それでは、次に10ページ、企画費について質疑をどうぞ。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 参考までに、1点だけちょっとお尋ねします。これ、コロナ禍の中で、ホストタウン、ブルキナファソとの交流ということで直接会いに行くことができないということでバスの借上料がなくなったということで、これは至極当然というか、致し方ないことだとは思いますが、ちなみにそれとは別の代替案、例えばコロナ禍でもできる交流、ネットを使ったりとか、そういった検討はされたんでしょうか。参考までをお願いします。

○伊藤 仁委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 それでは、お答えいたします。委員御指摘のネットを使った交流ということでございますが、大会中止の、まだ正式な連絡というものはいただいていないんですけれども、その情報が入ってきたのが6月11日になります。まだ日がたっていないので、ネットを使った交流等も一応考えてはみたんですけれども、具体的に、どうしようかというところまでは詰めていない状況でございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

それでは、歳出の全体について、大丈夫でしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に、歳入について質疑を行います。8ページをお開きください。15款2項1目、総務費国庫補助金について質疑をどうぞ。

田中委員。

○田中和八委員 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金について、3月議会の1号補正、ここで3,776万5,000円と、今回の3号補正、1億4,537万4,000円、合わせて1億8,313万9,000円になりますけれども、今年度は、今回の補正で終了の見込みかどうか、お伺いをいたします。

○伊藤 仁委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 お答えいたします。国が令和2年度から令和3年度に本省繰越を行った交付金のうち、市の地方単独事業分につきましては、今回の補正により、歳入予算として全額計上してございます。また、令和3年度におきまして、地方単独事業分として、新たに交付金が交付されるかどうかにつきましては、現時点では情報はございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に移りたいと思います。県支出金について質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないということで、次に進ませていただきます。次に19款、繰入金につい

て質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に22款、市債について質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、5ページをお開きください。第2表、地方債補正について質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございませんか。全体を通して大丈夫ですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○伊藤 仁委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。

閉会 午前11時05分